

## 第 1 目 的

我が国蚕糸絹文化の活性化を図る上での基盤となる蚕糸絹の生産及び利用技術について、生産・流通の現場での実証・展示等を推進することにより広くその普及を図るとともに、蚕糸絹文化に関する諸活動や蚕糸・絹業提携グループ（蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業実施要綱（平成20年2月6日付け19生産第7660号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の2の（3）に基づき、一般財団法人大日本蚕糸会（以下「大日本蚕糸会」という。）会頭の承認を受けた蚕糸・絹業提携グループ（以下「提携グループ」という。）の活動を支援し、もって我が国蚕糸絹文化の継承・発展に資する。

## 第 2 事業実施主体

事業実施主体は、別表 に掲げる者とする。

## 第 3 事業の内容等

この事業の内容は、我が国の蚕糸絹文化の継承・発展に資する調査、講演、蚕糸絹利用・

生産技術の実証・展示等の事業及び提携グループの諸活動を支援する事業並びにそれらを推進するための事業とする。

### 協議会推進事業

- 1 中央推進協議会事業
- 2 県協議会推進事業

### 蚕糸絹科学文化継承発展事業

- 1 蚕糸絹科学文化支援事業
  - （1） 蚕糸絹文化関連技術調査開発事業
  - （2） 蚕糸絹文化関連フォーラム等開催支援事業
  - （3） 蚕糸絹科学文化奨励事業
    - 蚕糸絹科学技術普及事業
    - 蚕糸絹文化普及事業
- 2 蚕糸絹生産技術等支援事業
  - （1） 蚕種関係事業
    - 蚕種生産安定化事業
  - （2） 養蚕関係事業
    - 先導的養蚕農家等経営安定化事業
    - 地域養蚕関係事業
      - a 地域事業
      - b 稚蚕飼育受託事業
    - 養蚕産地技術指導事業第

- a 稚蚕期安定飼育技術指導事業
- b 壮蚕期高位繭生産技術指導事業
- c 養蚕技術者養成研修事業
- (3) 製糸関係事業
  - 玉繭利用促進事業
  - 製糸業等新技术導入事業
  - 特殊生糸生産安定化事業
- (4) 特認事業

東日本大震災関連対策

- (1) 東日本大震災関連対策

第 4 補助要件

1 蚕糸絹科学文化支援事業

- (1) 蚕糸絹文化関連技術調査開発事業

我が国の蚕糸絹文化の継承・発展のために必要な技術、技能等に関する調査、分

析、再現等の試験研究活動であること。

- (2) 蚕糸絹文化関連フォーラム等支援事業

広く市民（消費者）を対象として行う蚕糸絹文化に関するものであること。

- (3) 蚕糸絹文化奨励事業

蚕糸絹科学技術普及事業

非営利団体による、蚕糸絹の科学技術の振興に寄与する研究成果の提供、研究発表等を行う活動であること。

蚕糸絹文化普及事業

非営利団体による、蚕糸絹文化に関する普及活動、情報提供、調査研究等蚕糸絹文化の活性化に寄与する活動であること。

2 蚕糸絹生産技術等支援事業

- (1) 蚕種関係事業

蚕種生産安定化事業

蚕種製造業者の経営安定を図るため、次のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 種繭を購入して、蚕品種の製造を行う者であること。

イ 特殊蚕品種（別途指定）を製造し、販売を行う者であること。

- (2) 養蚕関係事業

先導的養蚕農家等経営安定化事業

原則として、次の採択基準のすべてを満たす養蚕農家を対象とする。ただし、緊急的に行う必要がある事業（災害関係、伝染性の強い桑病対策、地域全体で行う緊急的蚕病対策等）は、この限りではない。

ア 今後とも引き続き養蚕経営に取り組む意欲と能力があること。

イ 提携グループに参加していること。

ウ 大日本蚕糸会の行う養蚕農家概況調査（仮称）への協力ができること。

エ 都府県推進協議会、農協等による養蚕の技術指導が受けられること。

オ 桑園面積が概ね50a以上又は繭生産計画が概ね200kg以上の養蚕農家であること（新規養蚕農家は除く。）。

カ 補助事業費が、概ね30万円以上の事業内容であること（新規養蚕農家が行う事業並びに桑園の造成・改良及び上蔭、収繭、選繭等の繭品質改善に関する事業を除く。）。

地域養蚕関係事業

ア 地域事業

稚蚕共同飼育、養蚕新技術の研修、共同防除等の地域養蚕組織活動等、地域の養蚕を維持する上で必要なものであり、かつ、県推進協議会等が実施予定事業の指導・調査に当たるものであること。

イ 稚蚕飼育受託事業

地域の養蚕維持のため、養蚕農家が稚蚕飼育の受託を行うものであること。

養蚕産地技術指導事業

蚕系絹業関係団体又は指導能力を持つグループ若しくは個人が行う、蚕系絹の生産・利用に関する技術等の指導活動等であること。

(3) 製糸関係事業

玉繭利用活用化事業

玉繭の利用促進を図るため、提携グループへの交付金の対象とならなかった玉繭を一定額以上で購入し、玉糸等に加工しようとする者であること。

製糸等新技术導入事業

製糸、蚕種製造、製織、糸加工、染色等の新技术の導入等に必要な機械、施設、備品等であり、かつ、提携グループの推進に寄与するものであること。

特殊生糸生産安定化事業

原則として提携グループで使用する生糸のうち、特殊な蚕品種の繭若しくは特殊な処理をした繭を原料にした生糸、煮繭後にも厳しい選繭をした繭を使用し、かつ、小枠回転速度が通常の80%以内（最速でも概ね180rpm以下）で繰糸した生糸、極細織度（目的織度14デニール以下）の生糸又は紬糸の製造を行う者であること。

助成対象とする蚕品種・繭及び生糸の特徴は、別表2の9に詳述する。

(4) 特認事業

3 東日本大震災関連対策

(1) 東日本大震災関連対策

東日本大震災により、蚕系・絹業活動を行うための機械・施設等への被害又は生糸・絹製品販売への影響を大きく受けた者が行う、当該被災機械・施設等の復旧、繭の需給調整等を行う事業であること。

第 5 補助率

別表 による

第 6 事業実施の手続き

1 事業計画の承認及び補助金申請の提出

事業計画の承認及び補助金申請に当たっては、事業実施主体は、実施しようとする事業に該当する別紙様式第1-1号から1-12号により、事業実施計画書及び補助金申請書を作成の上、大日本蚕糸会会頭に提出する。

提出の期限は、4月20日（要領第3の の2、 の1の(3)、 2の(2)の

に係る事業は提出必須) 5月20日、9月25日とする。

## 2 審査

前項の申請があったときは、大日本蚕糸会会頭が別途定める事業審査会において、提

出された事業計画が実施要領等に適合するか否かを審査する。

## 3 事業計画の承認及び補助金の交付決定

大日本蚕糸会会頭は、2の審査結果を参酌の上、当該事業計画の目的・内容等が適正であると認められる場合は、別紙様式第2号により、事業実施主体に事業計画の承認及び補助金の交付決定を通知するものとする。

## 4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、大日本蚕糸会会頭の承認を得るものとする。

- (1) 事業種目の新設又は廃止
- (2) 事業主体の変更
- (3) 第3の事業内容及び実施場所の変更

## 5 補助金交付の条件

大日本蚕糸会会頭は、補助金交付の決定をする場合には、事業実施主体に対し次の条件を付すものとする。

- (1) 次に掲げる場合には、速やかに大日本蚕糸会会頭に報告してその指示を受けること。

ア 別表 に掲げる「経費の配分の変更」及び「事業内容の変更」に該当する場合(別紙様式第4号)

イ 予定期間内に事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合。

- (2) 事業の中止又は廃止の場合には、予め大日本蚕糸会会頭の承諾を受けること。

## 第 7 指導・推進体制

1 両事業に係る県推進協議会等は、両事業の実施に当たり、組織的な指導・推進体制を整備すること。

2 大日本蚕糸会会頭は、事業実施主体に対し、農林水産省等の協力を得ながら調査指導を行うことができる。

## 第 8 補助金の交付等

1 この事業に係る補助金の交付は、第3の の2、第3の の1及び2の事業のうちソフト事業にあっては前金払ができるものとし、その他の事業にあっては当該事業が完了し、その額が確定した後に行うものとする。

### 2 前金払

事業実施主体は、前金払の請求をしようとするときは、別紙様式第3-1号により前金払請求書を作成の上、大日本蚕糸会会頭に提出するものとする。

## 第 9 補助金交付の対象経費

大日本蚕糸会会頭が事業実施主体に対し交付する補助金の補助対象経費は、別表 のとおりとする。

#### 第10 補助金の交付額

大日本蚕糸会会頭が事業実施主体に対し交付する補助金の額は、それぞれの事業に要する経費であって、別表の補助率に基づき算定した額の範囲内で大日本蚕糸会会頭が別に定める額とする。

#### 第11 実績報告

事業実施主体は、この事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別紙様式第5号により実績報告書を大日本蚕糸会会頭に提出し、事業に係る精算額の請求を行うものとする。

なお、実績報告書の提出に併せて、機械・施設等のハード事業を実施した場合は、別紙様式第7号による事業完了確認調書を提出する。

#### 第12 補助金の額の確定

大日本蚕糸会会頭は、実績報告書の提出があったときは書類を審査し、事業実施が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

#### 第13 事業実施状況報告

機械・施設等のハード事業を実施した事業実施主体は、事業終了の翌年から3年間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告（別紙様式第8-2号）を、翌年度の6月末日までに大日本蚕糸会会頭あて報告するものとする。この場合、上記第3の2の(2)の先導的養蚕農家経営安定化事業及び地域養蚕関係事業（以下「両事業」という。）にあつては、原則として、事業実施主体が関係する県推進協議会等を経由して提出するものとし、以下、両事業の事業実施主体が大日本蚕糸会会頭に提出する文書及び大日本蚕糸会会頭が両事業の事業実施主体に出す文書においては同様とする（別紙様式第8-1号（経由文書については、これを準用する。））。

#### 第14 帳簿等の保管整備

事業実施主体は、本事業の補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。その保管期間は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 第15 機械、施設等の処分

事業実施主体は、本事業により取得した機械施設等にあつては、善良なる管理者の注意

をもって管理するとともに、処分等を行う場合は、大日本蚕糸会会頭の承認を受けるものとする。

ただし、耐用年数を経過した取得機械施設等については、この限りでない。

#### 第16 補助金の交付決定の取消し

大日本蚕糸会会頭は、事業実施主体が実施要領等の規程又は交付決定内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、第8の補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### 第17 補助金の返還等

大日本蚕糸会会頭は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納付期限を定めてその返還を求めるものとする。

また、大日本蚕糸会会頭は、この実施要領に定めるもののほか、必要に応じ本事業の円

滑な実施に必要な事項について、実施細則その他の規則を定めるものとする。

#### 附 則

この実施要領は、平成26年4月1日より施行する。

別表1 事業実施主体並びに補助金交付の条件及び対象経費（要領第2並びに第6の4及び第9関係）

補助対象経費	事業実施主体	経費の配分の変更	事業内容の変更
協議会運営 1 中央推進協議会関係  2 県協議会運営 協議会等開催 現地検討会開催 指導調査 中央検討会出席旅費 養蚕経営調査 活動その他経費	          県推進協議会等	          前金払があった経費について、30%を越える増減	          会議開催回数の30%を超える減
蚕糸絹科学文化継承発展事業 1 蚕糸絹科学文化支援事業 (1) 蚕糸絹文化関連技術調査開発事業 技術開発等実証用機器導入経費 技術等調査・分析経費(会議、研修・資料作成・会場借料・	          県推進協議会等又は蚕糸絹業関係者	          前金払があった経費について、30%を越える増減	

<p>調査旅費等経費) 試作費 活動その他経費</p> <p>(2) 蚕糸絹文化関連フォーラム等支援事業 企画運営会議費 会場借料費、講師謝金等 報告書作成費 活動その他経費</p> <p>(3) 蚕糸絹文化奨励事業 蚕糸絹科学技術普及事業 蚕糸絹文化普及事業</p> <p>2 蚕糸絹生産技術等支援事業 (1) 蚕種関係事業 蚕種生産安定化事業 ア 種繭購入費 イ 特殊蚕品種製造・販売経費</p> <p>(2) 養蚕関係事業 先導的養蚕農家等経営安定化事業 ア 育蚕、上族等施設 イ 栽桑、育蚕等関係機械 ウ 桑園の造成及び改植 エ 絹製品つくり関係機械・施設 オ その他</p> <p>地域養蚕関係事業 ア 稚蚕共同桑園及びその管理用機械・施設並びに稚蚕共同飼育機械・施設</p> <p>イ 地域桑園生産性向上施設 ウ 地域養蚕組織活動経費 ア 養蚕新技術研修費 (会議、会場借料、講師</p>	<p>県推進協議会等又は蚕糸絹業関係者</p> <p>全国を活動対象とする非営利団体であり、かつ、活動に関する専門的知見を有している者</p> <p>蚕種製造業者</p> <p>原則として養蚕農家(場合により、県推進協議会等、農協等)</p> <p>原則として、地方公共団体、農協又は農業者の組織する団体(場合により、県推進協議会等。)</p> <p>同上 県推進協議会等、農協若しくは農業者の</p>	<p>前金払があった経費について、30%を越える増減</p>	<p>機材の変更及び導入施設ごとの経費の30%を越える減</p>
--	---	--------------------------------	----------------------------------

<p>謝金、研修旅費等の経費)</p> <p>イ 絹業地等研修・調査費 (研修・調査旅費、講習等の経費)</p> <p>ウ 共同防除費(薬剤等の経費)</p> <p>エ 稚蚕飼育受託経費</p> <p>オ 活動その他経費</p> <p>工 新規養蚕農家及び養蚕経営後継者農家支援経費</p> <p>ア 研修旅費</p> <p>イ 研修生受入れ経費</p> <p>ウ 農家特別指導旅費等</p> <p>エ 活動その他経費</p> <p>オ その他</p> <p>養蚕産地技術指導事業</p> <p>ア 稚蚕期安定飼育技術指導費(旅費、謝金等)</p> <p>イ 壮蚕期高位繭生産技術指導費(旅費、謝金等)</p> <p>ウ 技術研修会等経費(会議費、旅費、謝金等)</p> <p>(4) 製糸関係事業</p> <p>玉繭利用促進事業</p> <p>玉繭購入費</p> <p>製糸業等新技术導入事業</p> <p>ア 製糸、蚕種製造・製織・糸加工・染色等に係る新技术等関連機械</p> <p>イ 蚕糸・絹業提携システム緊急対策関連機械・施設</p> <p>ウ その他</p> <p>特殊生糸生産安定化事業</p> <p>(5) 特認事業</p> <p>東日本大震災関連対策</p>	<p>組織する団体又は稚蚕飼育を受託する農業者</p> <p>養蚕農家、県推進協議会等、農協又は農業者の組織する団体</p> <p>県推進協議会等、地方公共団体、試験研究機関、全国農業協同組合連合会(県本部を含む。)</p> <p>玉繭を購入して玉糸等に加工する者</p> <p>生糸製造業者、蚕種製造業者、製織業者、撚糸業者等</p> <p>特殊な生糸等を製造する製糸業者、シルク工房等</p>		
--	--	--	--



<p>( 1 ) 東日本大震災関連対策 被害を受けた養蚕等関連施設の復旧等に要する経費</p>	<p>東日本大震災により被災した者、又は蚕糸絹業提携支援緊急対策事業を実施する提携グループ代表者若しくは構成員</p>		
---	---	--	--

注) 1 県推進協議会等とは、我が国の蚕糸絹文化を継承・発展させるために蚕糸関係団体等で組織した都道府県段階の協議会をいう。

2 蚕糸絹業関係者： 養蚕農家、養蚕組合、製糸業者、生糸流通業者、製織業者、絹織物製造・卸業者、全国農業協同組合連合会（県本部を含む。）、農協、日本絹人織織物工業会、産地織物工業会等、企業、試験研究機関、学校、地方公共団体等又はその関係者、シルク工房運営者、その他蚕糸絹業に関係する団体等

3 消費税については、事業に要する経費であり、補助対象経費に含まれるものであるが、補助金の交付申請に当たっての取扱いは、以下の通りとする。

農協、企業等消費税法上の課税事業者になっている事業実施主体（すなわち、消費税仕入控除の還付請求を行う団体・個人）にあつては、消費税額分を減額した額を助成対象とする。

一定所得以下の農家、農業者の組織する団体等消費税法上の課税事業者になっていない事業実施主体（すなわち消費税仕入控除の還付請求を行わない団体・個人）にあつては、消費税額分を含んだ額を助成対象とする。

別表2 事業種目による補助率

補助要件	補助率	補助対象事例
<p><b>ソフト事業</b></p> <p>1 実施要領第3の の2 ( 県協議会関係 ) ( 1 ) 県協議会等運営経費 ( 2 ) 分析検討会、説明会出席旅費 ( 3 ) 養蚕経営概況調査事業委託費</p> <p>2 実施要領第3の の1の( 1 ) ( 蚕糸絹文化関連技術調査開発事業 )</p> <p>3 実施要領第3の の1の( 2 ) ( 蚕糸絹文化関連フォーラム等支援事業 )</p> <p>4 実施要領第3の の1の( 3 ) ( 蚕糸絹文化奨励事業 ) ( 1 ) 蚕糸絹科学技術普及事業 ( 2 ) 蚕糸絹文化普及事業</p> <p>5 実施要領第3の の2の( 1 ) ( 蚕種生産安定化事業 ) ア 蚕種製造業者の種繭購入費助成  イ 特殊蚕品種生産経費助成</p> <p>6 実施要領第3の の2の( 2 )の ( 地域養蚕関係事業 ) ( 1 ) 地域養蚕組織活動経費 ア 養蚕新技術研修費 イ 絹業地等研修調査費 ウ 共同防除費 エ 稚蚕飼育受託経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額( 原則として、ハード事業(2/3以内)を含めて補助額100万円以内)</p> <p>定額</p> <p>定額( 1,000円 / 種繭1kg ) 定額( 3,000円 / 1箱( 2万粒換算 )</p> <p>2/3以内 2/3以内 2/3以内 定額 (1~3令7,000円 / 箱) (1~2令3,500</p>	<p>地域の養蚕維持のために行う養蚕農家の稚蚕飼育受託</p>

<p>オ 活動その他経費</p> <p>(2) 新規養蚕農家及び養蚕経営後継者支援経費</p> <p>ア 研修旅費</p> <p>イ 研修受け入れ関係経費</p> <p>ウ 農家特別指導旅費</p> <p>エ 活動その他経費</p> <p>8 実施要領第3の 2の(2)の (養蚕産地技術指導事業) 稚蚕期安定飼育技術指導事業 壮蚕期高位繭生産技術指導事業 養蚕技術者養成研修事業</p> <p>9 実施要領第3の 2の(3)の (玉繭利用活性化事業) 玉繭(交付金の対象とならなかった玉繭)の 購入費助成</p> <p>10 実施要領第3の 2の(3)の (特殊生糸生産安定化事業) 特殊生糸等製造の補助金額及び対象 生糸 1 kg 当たり 1,800 円</p>	<p>円/箱)を上限</p> <p>2/3 以内</p> <p>交通費実費、定額</p> <p>定額</p> <p>定額(1,000 円 /玉繭 1 kg)</p> <p>定額</p>	<p>1 生糸 1 類(次の蚕品種・繭 を原料とする生糸) 特殊蚕品種(小石丸、又昔、 赤熟、青熟、鬼縮、分離白 1 号 ×支 1 0 6 号等) 在来種を現代化した品種(新 小石丸、上州絹星、改良小石丸、 青熟×支 2 1 号、種ガ島×支 2 1 号、鬼縮×C 5、世界一×中 5 1 5 号、玉小石等) 三眠蚕品種(誘導三眠蚕を含 む。) 繭糸織度が極細(概ね 1.6 d 程度以下)の蚕品種(はくぎん、 極細 1 号等)</p> <p>2 生糸 2 類(上記 1 以外の蚕 品種で、かつ、普通蚕品種と</p>
---	--	---

		<p>は異なる特性を有する蚕品種)</p> <p>繭糸織度が太い(4.0d程度以上)の蚕品種(蚕太、さきがけ等)</p> <p>繭糸織度が細い(2.2d~1.6d程度)の蚕品種(あけぼの、かいらょう×あけぼの、白繭細1号、白繭細2号等)</p> <p>有色品種(いろどり、緑繭1号、新青白、ぐんま黄金、鐘光×黄玉、黄白等)</p> <p>その他特別な特長を持つ蚕品種(プラチナボーイ、世紀二一、松岡姫、蚕技研11号、MK等)</p> <p>3 生糸3類</p> <p>普通蚕品種(春嶺×鐘月、錦秋×鐘和、ぐんま200,朝日×東海、芙蓉×つくばね等)の繭を用いた生糸であるが、高品質(格付5A以上で、かつ、節98点以上)の生糸の生産を目標に、煮繭後にも厳しい選繭をした繭を使用し、かつ、小枠回転数を通常の80%以下(最速でも概ね180rpm以下)で繰糸した生糸</p> <p>4 生糸4類</p> <p>生繭又は特殊な繭処理(塩蔵等)をした繭を原料として生産した生糸、</p> <p>座繰生糸、野蚕や他繊維とのハイブリッド生糸、スパンローシルク、ネット</p> <p>ローシルク、スーパーハイブリッドシルク、太織度低張力生糸(ふい絹)、</p> <p>フラットシルク、ストレッチシルク、ファ</p>
--	--	--

<p>1 1 実施要領第3の  (東日本大震災関連対策事業)  (1) 東日本大震災関連対策事業  被害施設・機械の復旧整備等に必要な経費等</p> <p><b>ハード事業</b></p> <p>1 実施要領第3の の1の(1)  (蚕糸絹科学文化継承発展事業)  蚕糸絹文化関連技術の分析・再現等に特に必要な機器等  技術開発等実証用機器導入費</p> <p>2 実施要領第3の の2の(1)  (先導的養蚕農家等経営安定化事業)  一般的な養蚕農家経営安定化事業  ただし、  遊休桑園の改植及び未利用地を活用した桑園造成  のうち借地の場合  地域の養蚕維持のために稚蚕飼育等の受託を行っている養蚕農家  災害、伝染性の強い桑病対策  新規養蚕農家  後継者養蚕農家</p> <p>なお、機械・施設の導入に当たっては、機械・施設の単純更新(同種、同規模、同効能)及び汎用的な機械・施設であるトラクター、トラック、農機具格納庫等は補助対象としない(以下の各事業についても同じ。)</p>	<p>定額</p> <p>2/3 以内</p> <p>2/3 以内</p> <p>3/4 以内</p> <p>4/5 以内</p> <p>3/4 以内</p> <p>4/5 以内</p> <p>4/5 以内</p> <p>4/5 以内</p>	<p>インシルク、中空シルク、無撚シルク、加撚複合糸、ネオスパンシルク等特殊加工した生糸  極細繊度:目的繊度 14d 以下で  繰糸した生糸  細糸(国産繭を原料とした真綿を紡いだもの)</p> <p>分析機器等</p> <p>桑園の造成・改植(桑苗代を含む。)  桑園管理用機械、地力増強施設等の桑園対策、稚蚕・中蚕・壮蚕自動飼育機械・施設、上蔭関係機械・施設、同一蚕期多品種同時飼育施設、蚕病予防・防除機械・施設、養蚕農家等が自ら行う簡易な製糸・製織等の機器等</p>
---	---	---

<p>3 実施要領第3の 2の(2) (地域養蚕関係事業) 地域の養蚕維持に必要な共同利用の機械・施設、桑園、桑園管理用機械等</p>	<p>2/3 以内</p>	<p>稚蚕共同飼育機械・施設(補修を含む。) 稚蚕共同桑園の造成・改植及びその管理用機械、地力増強施設(共同利用のもの)等</p>
<p>4 実施要領第3の 2の(3) (製糸業等新技術導入事業) 以下の要件を満たす機械・機材・施設で、かつ、提携グループの推進に関連するもの 製糸、蚕種製造、製織、加工、染色等に係る新技術であるもの 自動繰糸機での通常の繰糸が困難な蚕品種(原種、極細繭糸織度の品種等)の繭を用いた生糸、新形質生糸、特殊蚕種、特殊絹織物等の生産 多品種少量生産に対応した生糸、蚕種、絹織物等の生産 蚕糸絹業提携支援緊急対策事業に関連して緊急に必要となるもの</p>	<p>2/3 以内 2/3 以内 2/3 以内 3/4 以内</p>	<p>生挽き用繭保管冷蔵・冷凍庫、塩蔵繭保管施設、小型繭乾燥機、小型煮繭機、小型繰糸機、太織度低張力生糸繰糸機、稚蚕飼育受託用機械施設、多品種同時蚕種製造施設、特殊絹製織機、特殊撚糸機、特殊精錬施設、特殊染色施設等</p>
<p>5 実施要領第3の (東日本大震災関連対策事業) 東日本大震災により被災した者</p>	<p>9/10 以内</p>	<p>塩害による桑園の改植又は造成、被害を受けた蚕室や飼育施設の補修又は新設等</p>